

さいたま会場(さいたま市文化センター 大ホール)
11月15日(木)

No.	質問内容	回答者	回答内容
1	賠償について、標準期間について、説明が何も書いていない。標準期間とは何？誰が決めたのか？	資源エネルギー庁	<p>標準期間という言葉は、国が今年の7月20日に基準を作り、東京電力がそれを踏まえて、より具体的に示したなかで出てきたものです。ただし、この標準期間というものが、どこに根拠があるかということをご説明します。今年の3月に賠償紛争審査会が、区域の見直しに伴って、一括してある程度払いなさいと指針を出しました。その中で、精神的損害について、帰還困難区域は5年以上は戻れないということからすれば、600万円を一括で示されています。しかし、その他の地域については、居住制限区域については240万、それから、避難指示解除準備区域は120万ということで示しています。標準期間というのは、事故から2年、あるいは3年ということで、基本的にはそれを踏まえた、踏襲した形になっております。それから、不動産の方に関しては、指針の方の考えは、帰還困難区域は全損としています。それ以外の区域につきまして、期間に応じた考え方で損害を認定すべしとしています。不動産の方は、その間使えないということが、どうやって推定するかということが、精神的損害とやはり若干性格が違うので、指針でそのようになったものと私共は解釈しております。いずれにしましても、標準期間というのは、何かを目安に決めないと一括でお支払することができないので、一旦決めてます。まさにここに書いてありますように、それ以外の時期の設定があれば、それを一括でお支払をするということにしております。</p>
	1mSvは平常時の制限値だと。我々人間は、平常時だの異常時だの、対放射能が増すのか？	内閣府	<p>放射線の健康影響が本当はどういうレベルのものなのか、これはたしかに色々な説があるのが事実でございますけれども、その中で一番信頼度が高いものはどうか、こういうことについて、私共政府としてもしっかりと情報提供をよりいっそう努力をして参りたいと考えてございます。先程のお問い合わせの件について、線量1mSv、平常時と緊急時の扱いが違うのはおかしいのでは。人間の身体は1mSvに適應しているものではないのかとのご指摘かと思っております。この1mSvというのは、いわゆる自然放射線レベル、日本であれば年間1.5mSv。世界平均であれば2.4mSv。国によってはスウェーデンであれば年間6mSv。そういう自然放射線のレベルというものがございまして、このレベルにできるだけ戻していくという観点から、先程お話のあったICRPの中でも、長期的に1mSvを目指すべきという勧告があるのも事実であります。一方で、国内の法律で、例えば、原子力施設が敷地境界外に与える上限の値として、年間1mSvという値がございまして、ただこれは先程申し上げましたように、人の健康にどうこうという話ではなくて、原子力施設が外界を乱さないためのレベルということでございまして、いわば施設に対する規制という観点から設定をされているものでございます。</p>

No.	質問内容	回答者	回答内容
2	法律で決められている5mSvはどこにいったのか。	内閣府	<p>(上の続き)</p> <p>放射線業務従事者の管理基準でございますが、これも年間5.2mSvというレベルがあるのは事実ですが、これは線量管理を始めるスタートラインとしてのレベルでございます。実際の放射線業務従事者の線量限度というのは、年間50mSv、かつ、5年間で100mSvというのが上限のレベルという形になっております。先程申し上げましたように、ICRPというのは、広島や長崎の被ばくのデータを豊富にもっている。これをもとに、放射線の健康影響、これを科学的にしっかりと分析している団体もございますし、ここでの見解というものを政府も参考にしながら、放射線の健康影響規制というものを作っているところでございます。先程申し上げましたように、20mSvで帰れるのかというお話もありましたし、これは安全なレベルという話と安心のレベルと別個の話であろうかと思えます。確かに、国が20mSvで、ここからまた復旧、復興を進めていくスタートラインだというふうに安全の観点から申し上げても、安心の観点からなかなかそれに対して納得できない、不安だという方がいらっしゃるというのも、私共も理解しています。従って、避難指示の解除とかの場合にあたっては、単に数値だけではなく、皆様方が安心して帰れるのかという観点からの議論を頂いた上で、避難指示を解除していくプロセスを取りたいと考えております。</p>
3	(内閣府)説明者の方個人に質問します。今話した線量の説明で、自分のお子さんや家族を説得できるのか。	内閣府	<p>私にも子供がおります。確かに母親、子供が放射線の健康影響に対して不安がっているのは事実であります。ただそういう不安をできるだけ解消をしていく、正しい情報をできるだけ粘り強く提供していくことで、無用な混乱を防いだりとかということをしかり進めていくのが政府の責務だと頑張っております。まだまだ足りているとは思っておりませんけれども、今後しかり頑張りたいと思います。</p>
4	復興庁、内閣府、経産省、環境省のみなさん、ここに出してきた資料で、自分の家族や子供さんを説得できますか。説得できないのであれば、被害者の身になっていないということです。	資源エネルギー庁	<p>私個人のことを聞かれましたので、私自身、子供も家族もおりますし、放射線量について、私ごとやかくいう立場ではございません。ですが物を無くしたということに関しては、ここで言うべきかどうかわかりませんが、私も実は家の物をいっさい火事で無くしたことがあります。やはりこの基準を作るときにそのときどうやって、自分の家内だったらどう言うかということについていつも考えながらやらせては頂いております。それでもって皆様方の気が済むとは思いませんが、あえて個人的なことをお尋ねになりましたので、そういう気持ちでやらせて頂いておりますし、是非、いろんなことを頂きながら、更によりよくできるようにしていきたいと思っております。</p>
		内閣府	<p>区域3つに分けて参りますけれども、放射線量の高い区域と低い区域では、どうしても気を付けるべきことも違って参りますし、また今後の進め方も違って参りますので、そこはなかなか難しい問題もあるわけですが、それぞれの区域に応じた形で今後の復旧、復興を進めていこうということで設定をさせて頂くことを現在考えております。この復旧、復興に向けた、政府の取り組みが非常にスピード感にかけ、遅いというお叱りを頂いております。このような住民説明会でも数多く寄せられる意見でございます。この点につきましては私共も手の回っていない部分があるのも事実でございますし、皆様方が苦しんでおられる状況を放っておけるわけにはいきませんので、政府としても責任を持って、できるだけ取り組みを加速して参りたいと考えてございます。</p>

No.	質問内容	回答者	回答内容
5	<p>歳も歳でしたが、1週間前に祖母が亡くなった。帰ることだけを願ってました。時間というのは待てませんから、次々亡くなっていく方も多いと思います。そんな中で、東電、内閣府の方々、早めの対策で、手を打ってほしい。</p>	町長	<p>本当に残念なのですが、災害関連死200人です、浪江町民。普通の年、平常時のときも220人くらい年間いました。それを合わせると450人ですよ。そして津波で流されて亡くなった方も184名。本当に淋しい、悔しい。そういう状況の中で、5年～10年は戻れないじゃないかという疑問、これは当然だと思います。私もこの復興計画の中で、5年～6年戻れない、いわゆる生活できないということなんです。水とか下水道、あるいは、介護保険も普通の年の2.5倍です、要介護が。そういう福祉サービスにお世話になっているところもあるんです、避難地で。さあ戻りましようと言ったときに、そういう医療機関、福祉サービス機関がなければ戻れないです。薬、あの当手を思い出してください。3月12日に避難して、皆さん着の身着のまままで逃げた。その時、お薬を飲んでる人は、薬を持ってくる暇なんかないですよ。その時、津島の診療所、もの凄かったです。それで、有り合わせの薬で、そして、福島に行って関根先生が買い付けて、そして薬を持ってきたという状況でした。そういう状況をまた二度とは作ってはならない。ならないから、やっぱり時間をかけて何とか戻れる時まで、町として色んな施策をうっていきます。</p> <p>実は今日、副町長と東京都の区長会の会長さんが所要でいなかったものですから、副会長さんをお願いして参りました。平成26年3月まで、都営の住宅、あるいは区営の住宅が、避難者に対して期限が切れるという話に来てるもんですから、できるだけ私共が帰れるときまで延長して区営住宅、あるいは区営住宅を貸して頂きたいということをお願いに行ってきました。皆さん、復興計画にあるように、どこに居ても浪江町民ですから、皆さんは。そういう考え方で今業務を推進しています。だから、例えば、10年かかったとしても、復旧、そういうものができるまで時間かかれば、復興住宅なり何なりを作って、そしてそこで我慢してもらうしかないです。その我慢も今のような窮屈な住宅じゃなく、少しゆったりとした住宅を作りながら、そして、十分な医療機関なりの保障も受けられるような環境を作っていくと思っています。ですから、私はこの10年計画の中で、それはできるものとできないものがあるかと思っています。しかし、やっぱり皆さんの子供さん、例えば20年30年過ぎたときに、自分達の祖先がいるお墓参りを出来るような社会環境の整備だけはしておかなくちゃならないと思うんです。生活は無理だと思いますが、そういう整備はしておきたい。ということで、これから町も取り組んでいきたいと考えていますので、どうぞご理解を頂きたいと思います。</p>
6	<p>賠償のことについてお聞きしたい。加害者の意見はどの程度、どういう場で受け付けてもらっているのでしょうか。</p>	資源エネルギー庁	<p>今日お示した基準は、国が関与して東電が作った基準ですけども、加害者の側から、こういう金額で、ある意味示談の形になります。こういう形で皆様には一律にはお支払できませんとお話させて頂いております。</p> <p>私もこの賠償の仕事をずっとやっていて、被害者の方にむしろ証明をさせることを取り過ぎではないかとも思っています。なるべく細かいことまで説明をしなくても、立証をしなくても支払うことができないかと、工夫はさせて頂いております。ですので、こちらから今日金額をご提示申し上げたのは、加害者の側が我々の責任として出来る範囲はこういうことなんですということで、お示させて頂いております。繰り返しになりますが、被害者の方が被害の金額はこうだとお示し頂くことに対してお支払いするというのは、こういう一律の基準ではありませんが、裁判がそういう基本になっていますが、そういうのが元々のルールだということは私共も承知しております。</p>

No.	質問内容	回答者	回答内容
7	同じことを賠償請求しても見る人によって見方(支給されるされない)が変わる。弁護士を通したけど、ADRは受け付けてくれませんでした。引き下がって諦めるか、それがいやなら裁判をしろと言われてました。身一つで出た人に裁判する力はありません。	資源エネルギー庁	ADRで受け付けられなかったというところの点ですが、私も詳細なご事情を伺わないままに申し上げるのも失礼なのですが、ADRの方は、弁護士がいてもいなくても、基本的にADRの中に弁護士がおりますし、受付自体はできるのではないかと思います。ただこの内容ではだめですよと言われたのか、あるいはこうしたもの自体そもそも受け付けないと言われたのかによって、事案いかんによって不十分な回答になって申し訳ございませんが、一律、ADR側が弁護士がいようがいまいが受け付けないということはないと思います。私自身はADRの担当ではありませんが、今伺った話、何かの形で文部科学省の方にお伝えさせていただきます。
		東京電力	請求書出して頂いて認められていないという件について、請求書につきましては、さいたまの方では、訪問という形をとらせて頂いております、請求書をその後、確認する箇所がございます。そこで色々な内容を確認して、一定の基準に基づいて確認をさせて頂いております。そういった中で、いろいろな個別の内容をお聞きして、必要な内容を確認させて頂いて、お支払をさせて頂くものかを確認させて頂いております。そういった中で、見る箇所バラつきがあるという話だと思います。今まで震災当初につきましては、領収書の確認などをせずにご事情をお聞きして、震災当初というのは確認資料を出して頂くのは難しいだろうということで、対応していった時期がございます。23年12月以降については、領収書とか契約書という形で確認させて頂いております。当社としてそういうやり方をしていたところがございます。そういった部分で、いろいろ皆様の方にご迷惑をお掛けしているところが多々あるかと思っております。先程頂いたご意見はしっかり上申していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
8	大人の世帯主の精神的賠償10万と、幼稚園や小学校の子も月10万円って同じですか？ お子様も損害は受けていますが、生活費込10万では暮らしていけません。	資源エネルギー庁	精神的損害の中に、生活費の増分が確かに入っています。ただ元々の生活費自身を賄うものとして、お給料をもらっておられた方については就労不能損害としてお支払いさせて頂いております。全くこれまで収入がなかった方については、賠償する項目がないので、もう少し広い次元で政府として考えなければいけないことかもしれません。ただ10万円の精神的損害で全ての生活費を賄っているのではなく、一応、就労不能損害という形でお支払いをさせて頂くところをもって充てて頂きながら、さらに実費がもっとかさむということであれば、それはそれでご請求頂くということもありますので、十分ご存知であればもうお使い頂いているかもわかりませんし、もし誤解があり請求ができないようであれば、是非それを含めてやって頂ければと考えます。
9	東電の社長と会長は何故来ていないのか？本来ならば、全国に避難している方々に一軒一軒謝りに行くべき。	東京電力	本当に申し訳ございません。本日の結果につきましては、私の方で責任をもって、こういうご意見を頂きましたということは、しっかり上申させて頂きまして、今日は本当に社長、会長が出席していないということにつきましては、本当にお詫び申し上げます。申し訳ございません。

No.	質問内容	回答者	回答内容
10	議会の方から「国の責任」という言葉がでました。この事故の責任は国があると認めているんですね。認めているのであるのであれば、この賠償は国がやるべきです。	資源エネルギー庁	<p>国に今回の事故、および今後の復興、それから賠償を行っていく、大きな責任がございます。それだからというわけではございませんが、今日私がご説明させて頂くというのも、その責任は資源エネルギー庁としてもあるからだと思っております。一方で、実際に賠償を行うことは、東京電力に事故の責任は一元化するというのが、原子力賠償法の仕組みです。従って、支払いなり、その責務は全て東京電力に今度があります。では国はそこで何をやるのかというと、今回の事故に関しては、被害の金額、それから長期に渡ること、これもの凄く大きいです。従って、東京電力がそのままでは倒産します。その分、交付国債という名前を使っておりますけれども、賠償支援機構から東京電力に賠償に必要な資金はまず5兆円の枠を作ってそれで交付しております。さらに超えれば、さらにあり得ると思いますが、そうした形で資金的に手当てをし全体の形をちゃんと作ると共に、私がこうして来させて頂いているのは、より現場の方の賠償の実務にも一緒に東京電力とやっていくということに来ております。そうした形での責任をきちんとやらせて頂いております。</p>
11	除染後の廃棄物について、袋に入れて安全だといってますけど、だったら1号～4号機を止めてから言ってください。	<p>環境省</p> <p>原子力規制委員会</p>	<p>現在200名体制で福島に事務所をかかえて、その中には浪江町から避難されている方もいらっしゃいます。そういう方々とどういった除染の進め方をしたらよいかということも議論し、東京の指示に従うというのではなく、現場の情報でどういった方法をとっていくのが現在の中で最善なのかを毎日議論して、朝現場に出かけているところです。先週私も浪江町にとりまして重要な農業用水源があります大柿ダムの調査のための除染現場に行っていました。その復旧のための調査の足掛りを作るその除染だけでも相当な慎重な作業が必要です。そういったところを毎日のように感じながら、実際に現場に足を運びながら仕事をしております。東京電力の発電所の状況につきましては、先程馬場町長がおっしゃられたとおり、まだ収束していないというお話でございます。またこれは、東京電力の方が事情を詳しく知っているかと思っております。私共は今の体制の中で、環境省の福島の事務所としてまして、様々な思いのある被災の方々のお気持ちに応えられる条件づくりにすぎないと思っておりますが、そのための除染事業を進めているところでございます。</p> <p>除染の話について補足的にお話させて頂きます。町長もお言葉ございましたけれども、福島第1は本当に不安定な状況だと認識しており、事故は収束はまだ全くしていないという状況でございます。事業者さらには資源エネルギー庁が計算しておりますのは、敷地境界で0.03mSv/y、時間で換算すれば、非常に微々たるものであると評価をしているところです。ただご不安はごもっともでございます。本当に特別なケアが必要な施設だろうと、規制委員会では11月7日に特定原子力施設というものに指定し、きっちり監視し、さらにはその評価をしていこうということで、今実施計画を事業者に出してもらおうとしておるところでございます。それが12月7日に出てくることとなります。それをもって、我々はどれくらいリスクがあるのか、きっちり評価をし、そのリスクを最大限に引き下げる。そしてきっちり廃炉までもっていくということを事業者にも、さらに国にもやって頂くということで規制当局としても積極的に関与して参りたいと思っております。本当に皆様方にご不安を与えていますこと、本当にお詫び申し上げます。</p>

No.	質問内容	回答者	回答内容
12	現時点も放射能が出ているということですよ	原子力規制委員会	現実、1～3号機まで微量ですが、出ております。管理システムを作って、フィルターで濾してということをやっておりますけれども、ご存じのとおり、3号機とか上が何も無い状況でございます。2号機は建屋があります。1号機はカバーをしました。出ている量は微量です。数字で申し上げますと、(追加で炉から出ているのは)年間で敷地境界で0.03mSv/y という量でございますので、数字をいろんなところで測定されて時間に単純に直しますと、0.003 (mSv/h) くらいのレベルでございます。非常に微々たるところでございます。
13	復興庁、縦割り行政やめて、全部の法律取っ払って、町の復旧のためにやれる法律にしてください。この行政の人達は縛りが多くて何もできない。復興庁という名前があるのなら、そういうことを考えて、1日でも早い1秒でも早い、皆さんが何の不自由もなく生活ができるようにしてください。	復興庁	東日本大震災からの復興、その中心となるべき役所が我々復興庁でございます。改めまして、おっしゃられるとおりにしたいと思います。各省をしっかりと取り込みながら、しっかりと復興庁が中心となることができるだけ加速してしっかりとやっていきたいと思っております。頂いたご意見本当に貴重だと思います。改めて、我々復興庁で働く職員にもきちんと伝えて、心新たにしっかりと取り組んでいきたいと思っております。
14	親戚宅で家賃を払ってお世話になっているが、賠償請求時、証明する契約書や領収書と言われたが、親戚とはそのようなものを交わしていない。11月まではもらっていたが、それ以降は支払対象になっていない。引き続きしてほしい。	東京電力	当社の方の考え方といたしまして、平成23年3月11日から平成23年11月30日まで、実費分をお支払するというご対応をしております。それは何故かといいますと、当初、当社の方でも家賃の支払いという実費をお支払している現状がございますので、そういったところと、もともと当初の考え方というのが、仮設住宅が整備されたとか、色んな事情の中で、知人、親戚宅への謝礼あるいは実費分というものについて、考え方として、平成23年11月30日までお支払いしますというところで、当社のHPなどでお知らせしたところです。 まだ親戚宅とかお世話になっている声も聞いております。ここについては現時点では11月30日というところで当社の方ではお支払をしているものですから、それ以降につきましては現状難しいという状況です。ただ今日こういったお話を頂きましたので、そういうご意見があるということはお上申していきたいと思っております。現時点では難しいというところが今日での回答でございます。大変申し訳ございません。
15	浪江町の方で1mSvまで下げてから避難解除を求めている。除染の方もそれを目標にしているということですが、なぜそれを約束できないのか。	内閣府	解除の際の線量について、線量、それからインフラ整備、それから生活環境の整備、こういうものを総合した上で、いつの段階で帰ることができるのか。これは線量1mSvが必要条件かどうかということについて、住民の皆様方のご意見をしっかりと踏まえた上で決めていくべきだと考えてございます。国の方から、ある線量を示して、この線量であつたら帰れという押し付けをする類のものではないと考えております。特定の線量のレベルというのは設定しておりません。

No.	質問内容	回答者	回答内容
16	20mSvと50mSvで区別していますが、何を根拠に決めているのか。	内閣府	20mSvというのは、ICRPそれから国内外の専門家のか一致した科学的な知見として、一時100mSv以下の放射線を被ばくした際の健康影響というのは、他の発がん要因、例えば肥満であるとか喫煙であるとか、こういう発がんリスクに比べて、十分にまぎれてしまう程小さいという知見がございます。ICRPの方からは、避難指示をする際のレベルとして、20mSv～100mSvの間から適切なレベルを選択しろという勧告があります。日本政府としては、住民の安全の観点から一番厳しい20mSvを避難指示の際のレベルとして採用したものでございます。これを下回ることが確実な段階をもって、避難指示解除準備区域として、今後さらに線量を下げて、生活環境を整備なんかも進めていくスタートラインとして位置づけたということでございます。50mSvですが、自然減衰をさせた際、5年間自然減衰させてなお20mSvを上回るレベルということで設定をしています。5年間というのは、他の自然災害、例えば雲仙普賢岳とか三宅島の噴火であるとか、こういう事例も参考に致しまして、5年以上経ってしまうと元の所に戻れないという目安としての年数がございまして、これを参考にさせて頂いております。
17	除染をしてやるだけやっても、年間1mSvまで下がらず、それで避難指示解除という形にならないように是非ともお願いしたい。線量が高くても、健康被害がない。それでも帰りたいという人には、帰った後も保障すべきだと思います。	内閣府	健康問題云々ではなくて、現状に戻せという観点から1mSvまで下げてほしい。そういうご意見があることも承知を致しております。一方で、1mSvまで待てないという人がいることも承知しております。従いまして、この点につきましては、総合的な皆様方のご意見を踏まえた上で決めていくべきものだと考えてございます。
18	20mSvというのは、かなり高い線量です。	内閣府	20mSvというのは、先程も申し上げたようなリスクのレベルだと考えてございますが、さらに今後生活環境を整備していく、つまり、除染をやってさらに線量を下げる。生活環境を整備していくことを初めていくスタートラインとして適当であると考えてございます。実際に戻られるのは、そのあと解除のタイミングだと考えてございます。
20	避難先で生活水準を作っており、帰れない人たちが沢山います。全町民、全損で賠償すべき。	内閣府	様々なご意向をお持ちの方がいらっしゃることも承知をいたしてございます。帰りたい人が帰れる時に、帰れる環境を作っていくことが非常に重要な課題だと国としては考えてございますので、浪江町が一刻も早く元通りの、元通りには時間が掛かってしまうかもしれませんが、できるだけ帰りたい人が帰れるような環境を作って参りたいと考えております。
21	東電は今回の原発災害で一般の人に死者出ていないと思っています。それは大間違い。避難して死亡率高くなっているかと思えます。請戸地区、次の日帰れれば助かった人いたんです。少なくとも東電の全社員が考えてください。	東京電力	本当に今回の事故でご迷惑をおかけしております。ご指摘頂きました、今回の原子力発電所の事故によって、捜索ができないで亡くなられた貴重なお命が沢山あるということは会社も認識しております。そのような声、沢山頂いております。社内的にも全社員に、今の浪江の現場の状況について、役員の方から情報発信して社員に共有させて頂いております。本日、ご意見を頂戴いただいたことを、また改めて社内でしっかりと周知させて頂きたいと思っております。本当に誠に申し訳ございません。